

労働基準広報 2022 No.2104 7/11

CONTENTS

特集 改正職業安定法の改正省令案要綱等① ————— 8

求人等に関する情報を正確等に保つ措置として 当該情報が正確でない場合は提供の中止など

(編集部)

●労働判例解説/大器キャリアキャスティング・
エネオス事件 ————— 19
(令和3年10月28日 大阪地裁)
兼業における長時間労働等の安全配慮義務による損害賠償
本人の選択で長時間労働が生じ会社が本人に
注意した場合には安全配慮義務違反とならない
(弁護士・新弘江〔光樹法律会計事務所〕)

●相談です！ 弁護士さん ————— 30
相談54「働かない従業員から差額賃金請求が」
～適正な賃金の支払いのために～
**労働者の能力に応じた
賃金の支払いを検討する**
(執筆/弁護士・高田英明(高田英明法律事務所))
(監修/北海道大学名誉教授・道幸哲也)

●トピック/令和4年「STOP! 熱中症
クールワークキャンペーン」— 40
**7月を重点取組期間として
9月30日まで**
(編集部)

●NEWS ————— 1
◆厚労省・「第1回 雇用保険制度研究会」を開
催/育休給付や雇調金などを中長期的に検討
◆政府・骨太方針2022を閣議決定/男女賃金
格差是正で企業の開示ルール見直しなど
◆第22回 過労死等防止推進協議会/睡眠確
保やインターバル制度義務化などの意見が
ほか

●本誌読者アンケート ————— 37
●労働保険審査会の裁決事例に学ぶ④ ————— 38
(労働評論家・飯田康夫)
●労務資料 令和3年 賃金構造基本統計調査
結果③ ～ 短時間労働者の賃金 ～ ————— 45
●わたしの監督雑感 ————— 54
和歌山・橋本労働基準監督署長 周産孝行
●労務相談室だより ————— 56

アンケートへのご協力をお願い致します(37ページ)

労務相談室

回答者

労働基準法 [夏季アルバイトの年齢確認の際] 学生証ない場合どうしたら ——— 48 弁護士・加島幸法
職業安定法 [個人を特定しないメアドは求職者情報に該当せず] 届出は不必要か — 50 弁護士・岡村光男
社会保険 [年金加入期間不足の70歳を超えたパート] 厚生年金への加入は ——— 52 特定社労士・丸島和恵

バックナンバーが閲覧できます!!

<http://rouki.chosakai.ne.jp/>

本誌ご購入の皆様へ

ビジネスセミナー「労働塾」のご案内